

[事案 2024-250] 新契約無効請求

・令和7年12月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から騙されて契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月に信用金庫を募集代理店として契約した医療保険（解約返戻金抑制型）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。また、募集人から精神的苦痛を受けたため慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 自分は、常に満期返戻金がある積立型保険であることを前提に、募集人と話をしていた。
「解約返戻金抑制型」という名称につき、返戻金が少し減額されるような意味合いで、満期返戻金があると思っていたが、実際は掛け捨てであった。募集人は、掛け捨てであることを巧妙に表に出さずに契約を進め、自分もそのことに気付かなかった。
- (2) 契約の前日に、募集人から突然電話で、契約書作成のための決定事項を矢継ぎ早にまくし立てられ、電話では難しく理解できないこと、「積立型保険で多少なら加えててもよい」ことを伝えると「わかりました」との返事があった。
- (3) 意向確認書のチェックの記入時においても、募集人から掛け捨てという事実を隠ぺいした虚偽の説明をされた。
- (4) 募集人から騙されて精神的苦痛を受けた。掛け捨て型高額の保険料の支払いができないため、騙されていたと知った時点で解約せざるを得なくなったが、その後に胸腺腫瘍となり、高額医療保険がない状態で約10か月闘病することとなった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、保険期間・払込期間が終身であること、解約返戻金がないことの説明が記載されていることから、満期返戻金がないことは明らかであり、募集人は満期返戻金があるかのような説明は行っていない。
- (2) 募集人は提案に際し、当社を含めて2社のパンフレットと設計書を用いて、申込手続までに合計3回、申立人自宅を訪問して説明等を行っている。
- (3) 意向確認書のチェック記入においても、当該書面には満期返戻金があることや誤認を招くような記載内容とはなっておらず、隠蔽や虚偽の説明を行ったという事実は一切認められない。
- (4) 慰謝料請求に応じる理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

